主 文

被告人を懲役2年に処する。 未決勾留日数のうち300日を刑に算入する。 訴訟費用は,被告人に負担させる。

由

(犯行に至る経緯)

被告人は、平成10年7月ころから有限会社A興業(以下「A興業」という。)で鳶職人(職長)として働くようになり、平成12年4月ころ、A興業の敷地内に設置された従業員寮の寮長となった。他方、Bは、平成6、7年ころから鳶職人としてA興業に務めていたが、3回ぐらい辞めたり務めたりしている従業員であり、最近では、平成10年11月ころから従業員寮に居住しており、平成12年9月当時は、職長は2000年11月ころから従業員寮に居住しており、平成12年9月当時は、職長日本 長も務めていた。Bは、寮長の立場で日頃から注意等をしてくる被告人のことを面 白くないと考えており、自分の体調も悪く半ば投げやりな気持ちになっていたこ などから、平成12年9月18日夜、同僚と相当量の酒を飲んだ後、所有する柳刃包丁を持ち出し、被告人を脅かし、あるいはそれで刺してやろうなどと考えていた。そのころ、被告人が寮内の見回りをして寮の階段下まで来たところ、Bが消灯時間を 過ぎているのに2階の部屋の外で他の者と話をしているのを発見したため、間もな く階段を降りてきたBに対してすぐに自分の部屋へ戻るように注意をした。そし て、被告人が、Bの左手を持つなどして、更に、Bを自分の部屋へ帰るように促そうとしたところ、Bは、いきなり、柄と刃の部分がタオルのような布にくるまれて 刃先が3,4センチメートルくらい出た柳刃包丁を右手に持って被告人の方を向 き、右手を前に突き出してきた。被告人は、突然のことに驚いたものの、これを。 けてかわした上、左手でBの右手を外側から平手ではたいた。さらに、被告人は、 これをよ 右手でBののどを締めて押さえ,左手でBの右手を押さえて包丁が被告人に刺さら ないようにしながら、 Bの背中を後方の階段の外側の壁に押し付けた上、 Bから包 丁を取り上げなければ自分の身が危険であるなどと考えて、左手でBが右手に持っ た包丁を取り上げた。

(犯罪事実)

被告人は,平成12年9月18日午後10時30分ころ,神奈川県厚木市ab番地有限 会社A興業敷地内において、B (当時52歳) が被告人の注意を聞かず、突然被告人 に刃物を向けてきたことに腹を立て、また、更にBから何らかの攻撃を受けるかも しれないとも考えて身の危険を感じて自己の身体を防衛するため、防衛の程度を超 えて、Bから包丁を取り上げると、直ちに、右手でのどを締めて押さえ、かつ、背 中を階段の壁に押し付けたままのBに対し、左手に持っていた柳刃包丁(刃体の長 さ約22センチメートル,平成13年押第1号の1)の刃先を向け,そのままBの右大 腿部の付け根付近を突き刺した。その結果, Bは, 右大腿動脈・大伏在静脈損傷を伴う右大腿刺切創の傷害を負った上, 平成12年9月19日午前0時38分ころ, 厚木市 c d 番地医療法人社団C病院において, 右大腿刺切創に基づく失血により死亡し た。 (証拠)

(争点に対する判断)

括弧内の、甲乙の番号は検察官の、弁の番号は弁護人の、請求番号を示す。 被告人は、当公判廷において、被告人がBから包丁を取り上げてBを突き刺し たという記憶はなく、被告人がBの首を押さえ付けているうちにBの力が抜けるようにして倒れてしまったのであり、気が付くと被告人が自分の左手に包丁を持って いた、Bがいつ大腿部の傷を負ったのか分からないなどと主張する。弁護人は、被 告人の主張に沿って、被告人には暴行又は傷害の故意が認められないから無罪であ る、仮に被告人の行為が傷害致死の構成要件に該当するとしても、被告人の行為は Bによる急迫不正の侵害行為に対してやむを得ずにした行為であり、正当防衛に当 たると主張する。そこで、本件の主要な争点は、①被告人に暴行又は傷害の故意が認められるか否か、②被告人の本件犯行当時、Bからの急迫不正の侵害が終了して いたものとは断じ難く、被告人の行為が正当防衛に当たるか否か、の2点である。

裁判所は、関係証拠を総合検討した結果、①被告人には傷害の故意が認められ る。②被告人の行為は過剰防衛に該当すると認定したので,以下,その理由を補足 的に説明する。

争いのない事実

関係証拠によると、以下の事実が認められ、これらの事実と矛盾する証拠はな い。

(1) 被告人とBの関係等

被告人は、平成10年7月ころからA興業で鳶職人(職長)として働くようになり、平成12年4月ころ、A興業の敷地内に設置された従業員寮の寮長となった。他方、Bは、平成6、7年ころから鳶職人としてA興業に務めていたが、3回ぐらい辞めたり務めたりしている従業員であり、最近では、平成10年11月ころから従業員 寮に居住しており、平成12年9月当時は、職長も務めていた。Bは、平成12年4月ころ、体調の不良を訴えて一時期病院に入院して手術を受けるなどしており、平成12年5月にはA興業に戻って仕事に復帰したものの、その後も周囲の人間に対して度々自分の体調が悪いことを訴えていた。被告人は、Bとの個人的な関係は希薄して自分の体調が悪いことを訴えていた。被告人は、Bとの個人的な関係は希薄は、寮長としての立場で、Bに対して寮内の規律維持に関しての注意をすることがあり、Bは、何かと注意をしてくる被告人のことを面白くないと感じていた。

(2) 犯行に至るまでの経緯

Bは、平成12年9月18日、夕方ころ仕事から帰って寮へ戻り、午後7時前ころ、食堂でビール等を飲酒しながら食事をし、その後、寮の7号室に居住するDとともに牛丼屋へ行った。その途中でウイスキーの缶入り水割りを1本強飲んだ。牛獲9時を10日本屋が10日でであると、いったんBの居住する寮の4号室へ戻った後、午後9時に20日本での者と焼酎をグラス3杯くらい飲んだ。6号室での飲酒は午後10日であるに終わり、解散になったが、その後、Bは、相当酔っていた上、そので過ぎころに終わり、解散になったが、その後、Bは、相当酔っていた上、そのであるではおり、半ば投げやりな気分になっていたともあっていた。自分の体調が悪く悩んでおり、半ば投げやりな気分になっていた。と考えていた被告人を刃物で脅かし、あるいは刺してやろうてアウスを含むたりに話しかけるなどしていた。他方、被告人は、午後8時45分ころ、知りるのでないのである。

他方,被告人は、午後8時45分ころ、知り合いと酒を飲むためにスナックへ行き、タクシーで午後10時30分ころ寮へ帰った。その後、日課となっている寮の見回りに出かけた。見回りの前に小便をしたくなったので、宿舎の前にある簡易トイレに入って用を足してから、見回りのため寮の方へ歩いて行くと、寮の電気はほとんど消えていた。被告人が寮の2階の6、7号室へ上がって行くための階段下の9号室の前の降り口付近まで行ったとき、階段の上からBが7号室のDか誰かと話している声が聞こえた。被告人は、寮長として消灯時間である午後10時が過ぎても外に出ているBを注意しなければいけないと考えた。Bは、Bの寮の部屋である4号室への帰り道には階段を降りて9号室側へ降りてくると思ったので、被告人は、階段の下でBが降りてくるのを待っていた。

(3) 犯行状況等

 あると考えて、被告人の右手でBののどを押さえ付けたまま、Bが右手に持っていたタオルのような布で覆われた包丁の布の部分を左手で握り、被告人の方に引っ張るようにしてBから包丁を取り上げた。そして、被告人は、包丁を取り上げた直後、包丁の刃先をBの方に向け直すと、前方に水平に動かすようにしてBの右大腿付け根辺りを突き刺した。そのまま被告人は右手でBののどを押さえていたが、すぐにBは口を開けて「うっ。」とか「あっ。」とかいう苦しそうな声を2回くらい出したので、被告人が右手を離すとBは力が抜けてしゃがみ込んでいくように倒れ込んでいったので、被告人が手を貸してあげてそのまま仰向けに地面に寝かせた。(4) 犯行後の状況

(4) 犯行後の状況 Bは、地面に倒れ込んだ後、寝返りを打つなどしていた。被告人は、包丁を見ると、その先が赤くなって血が付いているのがわかったが、Bの傷は、刃物の先の方が刺さっただけで、それほど大したことはなく、倒れたのも酒のせいか何かであろうと考えていたため、そのままその場を離れて、なぜBが被告人を刺そうとときたかなどの事情を聞こうと考え、7号室のDらを大声をあげて呼びに行こうとた。やがて、被告人の声等を聞きつけて、Bが倒れている場所の付近に、A興業の他の従業員達が集まってきて、被告人は、そのうちの1人から、包丁を片付けた方がいなどと言われ、自分でも大変なことをしてしまったなどと考えて、血の行いなどと言われ、自分でも大変なことをしてしまったなどと考えて、事務所に対しまり、工具入れに使っている棚の一番上の扉を開け、包丁を入れてはまいるが、その後、被告人がBの倒れている所へ戻ってみると、誰かが救急車を呼んでおり、Bが病院へ搬送されていた。

(5) 本件犯行の結果

Bは、搬送先の病院において、本件犯行から約2時間後である平成12年9月19日午前0時38分ころ、右大腿動脈・大伏在静脈損傷を伴う右大腿の刺切創りまり、生かチメートルの所から右方に向かって走る左右径4.1センチメートルの所から右方に向かって走る左右径4.1センチメートルの前から右方に向かって走る左右径4.1センチメートルの前傷であり、創洞は内下方に向かい、右大腿動脈前面及び大伏静脈が損傷した。この創傷の右創角から右方に向かって左右径5.5センチメートル、幅0.2から0.5センチメートルの皮膚のみを損傷する極めて浅い有いた創傷がある。致命傷となった創傷は、前方ないし体右前上方から後右割にした後下方に向けて刺切されることによって生じたものと考えられ、創傷の前額部中央上端、向上を後下方に向かう極めて浅い創傷は、刃物が引き抜かれる際に浅く弁状に切載いることによって生じたものと考えられる(なお、この他、Bの前額部中央上端、前面を上によって生じたものと考えられる(なお、この他、Bの前額部右側、左上院外側上端、左膝部前側、左上院外側上端に打撲傷がそれぞれ認められるが、いずれも極めて軽傷又は軽傷で総合したとしているのではない。)。

なお、Bの死亡時には、血液中に1.8 mg/ml、尿中に2.3 mg/mlのエチルアルコールが存在した。

(6) 被告人の捜査段階における取調べ状況

被告人は、捜査段階における取調べの際、捜査官から暴行脅迫などを受けたことはなく、作成された供述調書は、読み聞かされた上、その末尾に被告人自身が署名・指印している。公判供述と異なる内容の供述調書を読み聞かされた上、その末尾に被告人自身が署名・指印している理由について、被告人は、公判供述において、捜査官の取調べ内容について明確な記憶がなかった点もあるが、そうかもしれないなどと考えたからであると供述している。

2 争点に関する被告人の捜査段階における供述状況の概要

- (1) 被告人は、通常逮捕された当日である平成12年9月19日に作成した「私がやった事」と題する書面において、「Bさんをおさえなければ、さされてしまうと、思い右手をのどわの様にしてBさんの首に当て左手でBさんの右手をおさえ階段の元におしつけたのです。ここでもみ合となり私がBさんから左手で刃物を取上げ、とっさにBさんの右ふとももつけね当りをそのままさした。」と自ら記載している。
- (2) 被告人は、通常逮捕された当日である平成12年9月19日に作成された逮捕直後の警察官に対する弁解録取書(乙9)では、「私が昨日の午後10時30分ころ寮長として働くA興業の敷地内でBを包丁で突き刺しその結果死亡させた事は間違いありません。」と供述し、その日に作成された警察官調書(乙4)においても、「私は、突作(とっさの誤記と認められる。)にBさんの首に私の右手を当て、包

丁を持っているBさんの右手を私の左手でガッチリ掴み,力の限り夢中で押して,階段のしっくいの壁に押しつけ,包丁を取りあげBさんの右足のつけ根のあたりを刺したのです。」と供述してBを意識的に刺したことを明確に肯定している。

- (3) 被告人は、通常逮捕された翌日である平成12年9月20日に作成された検察官に対する弁解録取を記載した検察官調書(乙10)では、「私は、Bさんが持っていた刃物をBさんの手から取り上げて、Bさんの手から刃物は離れました。私は、左手に持ったその刃物を自分の体の方に一旦引き寄せて、すぐに必死で刃先をBさんに向けて手を突き出し、Bさんを刺してしまいました。私は、Bさんの腿辺りの高さで刃物を突き出しました。私は、自分の方から攻撃をしなければ、Bさんに怪我を負わされてしまうと思ったので、このようなことをしてしまいました。」と供述してBを意識的に刺したことを明確に肯定している。
- (4) 被告人は、通常逮捕された翌日である平成12年9月20日に作成された裁判官に対する勾留質問調書において、Bに対する傷害致死の被疑事実を読み聞かされて、「被疑事実はそのとおり相異ありません。」と記載された調書に署名・指印しており、勾留質問において、Bを意識的に刺したことを否定した形跡が認められない。
- (5) 被告人は、その後、平成12年9月25日に作成された警察官調書(乙5)においても、「包丁を取り上げBさんの右太股を刺したのです。まだこの時はのど輪も夢中だったのですがやっていました。」と供述してBを意識的に刺したことを明確に肯定している。
- (6) 被告人は、その後、平成12年9月26日に作成された検察官調書(乙12)においても、実況見分の状況について供述し、「私は、その時の状況について、実際に現場に行って、その時の私やBさんの行動を自分の体を使って警察官に説明しました。この時、私は、自分が覚えているとおりに警察官に説明しました。私は、自分の記憶に込むりまする際に、警察官の方から、こうどっというような指図を受けたことは一切ありませんでした。私は、自分の記憶に従って、警察官に説明してその時の状況を、Bさんの行動については警察官にしてもらい、私の行動については私自身がポーズを取って写真に撮影してもらいました。が、Bさんから取り上げられた刃物の握り方についても、私が覚えているとおりの握り方で刃物を握って、Bさんを刺しました。」と供述してBを意識的に刺したことを明確に肯定している。
- て突き出しました。」と供述してBを意識的に刺したことを明確に肯定している。 (8) 被告人は、その後、平成12年10月6日に作成された検察官調書(乙7)においても、「俺は、Bさんと向かい合うような格好で、右手でBさんの首を絞めて、左手でBさんが持っていた布のような物に包まれた刃物を取り上げて、その刃物でBさんの太股の上辺りを刺しました。」「俺は、Bさんから刃物を取った後、すぐに瞬間的に手をBさんに向けて突き出したので、取り返してくるとか、取り返してこないとかいうことは考えませんでした。」「俺はBさんを刺そうと思ったけではなく、咄嗟に刃物をBさんに向けて突き出してしまっただけです。俺が、そ

のようにしたことについては、無意識的にというよりも、咄嗟的にと言った方がよりその時の俺の状況に合致しています。」と供述している。この際には、被告人は、文言上は、Bを意識的に刺したことを否定する供述をしているとも評価できるが、他方、刃物をBの太股に向けて突き出したこと自体は明確に肯定している。

3 争点に関する被告人の捜査段階における供述の考察及び評価

(1) 被告人の供述内容は相当具体的で、被告人の犯行前後の心理状況等についても交えて述べられており、真実に迫ったもので、かつ逮捕段階からほぼでした内容となっている。とりわけ、被告人は、犯行前後の状況についた男がら4センチメートルくらい出た状態でタオルのような布にくるまれていたこと,はである。とかが技けて下にしてBは口を開けれるとからするといった大腿部の付け根付近を突き刺した後、少ししてBは口を開けれている方があるとからすが表げて下にしなが、それらは考えていたである。とからすれば、これらは実際に存むである。とからすれば、これらの事実を聞きにはず、被告人以外には事実を関きたが、もの性質上、被告人の事実を聞きにはず、などを表して、本件の犯行の事実を聞きたが、は被告人以外には存在しないから、事柄の性質上、被告人の事実を聞きにはず、などを表して、本件の犯行の事実を問きたが、は被告人以外には存在しないから、事柄の性質上、被告が誘導できる可能性がよい。これらに加えて、被告人の供述内容は、後に検討するといる。以上によれば、なた創傷の部位、形状等の客観的な証拠とも符合している。以上によれば、被告人の捜査段階の供述内容は極めて信用性が高いと評価するのが相当である。

ら、被告人が倒れたBから包丁を取り上げる必要もないのであり、被告人の供述に 照らしても非常に不自然である。したがって、弁護人の主張には理由がなく、創傷 の状況は被告人の捜査段階の供述と矛盾しない。

4 争点に関する被告人の公判供述の考察及び評価

(1) 争点に関する被告人の公判供述の概要

被告人は、公判供述において、「Bがいきなり被告人に向けて包丁を突き出してきたので、これを防ぐためにBの首を右手で絞めるように押さえ付け、左手でBの右手の手首辺りを持って背中を階段の壁に押さえ付けると、Bがくたっとなってと被告人が左手に包丁を持っていた。どうして被告人が包丁を持っていたのかは覚えておらず、Bから取り上げたという記憶はない。包丁の先が少し赤くなっているように見えたが、Bがどこかに怪我をしているとしても大したことはないと思ったり、Bが倒れたのも、相当酔っていたし、被告人が首を締め付けていたせいもおり、Bが倒れたのも、相当酔っていたし、被告人が首を締め付けていた。被告人とBがBに向かって包丁を突き出したとか、刺したという記憶はない。被告人とBが揉み合った時に傷が出来たのではないかと思う。」などと供述する。

(2) 争点に関する被告人の公判供述の考察及び評価

被告人の公判供述は、それ自体曖昧で変遷している上、捜査段階においては、 具体的に供述していたのに、公判廷に至って突然犯行前後の状況の一部についてのみ記憶がないと述べ始めたことについて合理的な理由は説明されていない。被告人さの公判供述によると、被告人は、本件一連の事実経過のうち、Bを階段の壁に押さえ付けたところまではよく覚えているが、その後にBが倒れて被告人が左手に包でを持つに至った経緯については記憶がないというのであるが、それは、被告人がのであるが、それは、被告人がの状況及びBが地面に倒れてから後の状況に知ることに知られては話されていることについては認める趣旨の供述をしないが、自分の持つ包丁がBに刺さったことについては認める趣旨の供述をしなが、第2回公判以降においては、Bが倒れた後に気が付くと包丁を持っていた時にBに刺さったのかどうかもわからないと供述を変遷させたことについても合理的な理問が変更にないない。

(3) 以上によると、被告人の公判供述は不合理・不自然で信用できない。

5 傷害の故意についての結論

以上のような検討によれば、信用性の高い被告人の捜査段階の供述に加えて、注意を聞かず、かついきなり包丁を突き付けてきた者に対して、いらだちを覚えるなどして取り上げた包丁で突き刺すということは一応理解できる行動であり、被告人には傷害の故意を抱く程度の動機が存在すること、被告人は、犯行後、包丁の隠匿行為と見られる行動をしていることなど、本件犯行に致るまでの経緯及び犯行後の状況及びBの右大腿部の創傷の状況等を総合考慮すれば、被告人が、Bから包丁を取り上げて、傷害の故意で、Bの右大腿部付け根付近を突き刺した行為があったものと認めるのが相当である。

なお、犯行の動機については、被告人の捜査段階の供述においても、被告人自身、とっさにしたことでよく分からないなどという供述もしているが、この点については、被告人が、そのまま包丁を捨てることもできたのに、そうせずにBの右大腿部を突き刺したことを考えると、被告人の身を守るという気持ちだけでなく、Bからいきなり包丁を突き付けられるなどして憤慨して突き刺したものと認定するのが相当である。

6 過剰防衛を認定した理由

(1) 急迫不正の侵害について

本件では、当初、Bが、被告人に向かっていきなり包丁を突き付けており、このようなBの行為が被告人にとって急迫不正の侵害に当たることは明らかである。そして、検察官は、被告人がBから包丁を突き付けられた際、被告人がDの右手を平手で1回叩くと、よろめいてそれ以上被告人に対して包丁を突き出すことはしなかったこと、被告人がBの背中を階段の壁に押しつけた際には、Bはほとんど被告人にされるままになっており、特段の抵抗行為をしたり、右手に持った包丁で再度被告人を攻撃しようとはせず、おとなしくなっていたことならに被告人が包丁を取り上げた際にも、Bが包丁を取られないように抵抗したり、被告人から包丁を取り返そうとしたり、素手で被告人に立ち向かうなどの攻撃行為をしようとはしなかったことなどが認められることに加えて、Bは当時はひど

く酒に酔って歩くのもおぼつかない様子であったから,このような状況であれば,被告人がBから包丁を取り上げた時には,既に被告人がBから素手ないし包丁によって新たな攻撃行為を受ける危険性はなく,被告人には取り上げた包丁を捨てるなどの余裕も十分にあったものと考えられるとして,被告人が包丁でBの右大腿部を突き刺した時点では,Bによる急迫不正の侵害行為は既に終了しており,その継続性が認められない状況のもとでの行為といえるから,正当防衛は成立しないと主張している。

(2) 防衛の意思について

被告人の検察官調書(乙6)には、「無我夢中だったとしか言えません。」「そして、俺は、その刃物を取ったときの高さくらいのまま、その刃先を、Bして、向け水平に動かすようにして、その刃物を持った左腕をBさんの方に突き施した。この時、俺とBさんは、正面同士で向かい合っている形で、俺が右腕をBさんに、Bさんの首を絞めている状態でした。」「俺は、自分の身を守るためにましてBさんの首を絞めている状態でした。」「俺は、自分の身を守るためにました。」との記載があることからすると、本件犯行の時点では、具体的な撃」を当まる攻撃の意思」と「Bからの何らかの方法によるBからの攻撃による攻撃行為では、「の意思」とを併存さるを得ないが、「何らかの信となな撃行為で対して、「Bに対する攻撃の意思」と「Bからの何らかの方法になってを全に排斥することは困難であると評価せざるを得ない。そして、本件では、「防衛の意思」の存在を全く排斥することも相当でない。

(3) 防衛行為の相当性

しかし、前記認定のとおり、被告人がBから包丁を突き付けられた際、被告人がこれをよけてBの右手を平手で一回叩くと、Bは、よろめいてそれ以上被告人に対して包丁を突き出すことはしなかったこと、被告人がBの背中を押し付けた際には、Bはほとんど被告人にされるままになっており、特段の抵抗行為をしたり、右手に持った包丁で再度被告人を攻撃しようとはせず、おとなしくなっていたこと、さらに被告人が包丁を取り上げた際にも、Bが包丁を取られないように抵抗したり、被告人から包丁を取り返そうとしたりはしなかったことなどが認められる。加

えて、Bは当時52歳で身長は約170センチメートル、体重は約58キログラムと中肉中背であり、当時47歳の被告人と比較しても特に大きく、力が強いということはなかった上、当時はひどく酒に酔って歩くのもおぼつかない様子であった。このような状況であれば、本件犯行当時、被告人がBから加えられる可能性のある「何らかの態様によるBからの攻撃」の内容は、被告人から刃物を奪い返してそれでBが被告人を突き刺すなどという差し迫ったものとまでは評価できない。そうすると、これに対して、被告人の身体を防衛するためとはいえ、Bの身体を刃物で突き刺す行為は、防衛行為として許される限度を明らかに超えるものであるから「過剰防衛」に該当者と対しているが開発した。

(4) 以上の検討結果によれば、本件が正当防衛に該当するとの弁護人の主張は、過剰防衛に該当する限度で理由があるが、その余の点は理由がないので採用できない。

(法令の適用)

罰 条 刑法205条

未決勾留日数の算入 刑法21条

訴訟費用の負担 刑事訴訟法181条1項本文

(量刑の理由)

本件は、被害者に対して、柳刃包丁で右大腿部付け根付近を一回突き刺し、失血

死させた傷害致死の事案である。

本件の発端は、被害者が被告人に対していきなり包丁を突き付けてきたことにあるとはいえ、被告人は、被害者に対して、刃体の長さ約22センチメートルの鋭利な柳刃包丁で、その右大腿部の付け根付近を突き刺し、結局この一撃により、被害者を受傷後短時間のうちに死亡させており、犯行の態様は危険なもので、結果も極いて重大である。被告人は、犯行後、被害者が傷を負って目の前で倒れているにもかかわらず、直ちには救急車を呼ぶなどの真剣な救命措置も取っておらず、犯行後の情状も悪い。さらに、被告人は、捜査段階とは異なって、当公判廷においては、本件犯行時の記憶はないとするなど自己の行為を謙虚に顧みる姿勢に欠けている。被害者及び被告人が勤務していた会社が葬儀費用を負担して被害者の葬儀が行われてはいるが、被告人自身は、被害者の遺族に対して何らの慰謝の措置をとっておらず、当然ながら被害者の遺族の被害感情も厳しい状況にある。

しかしながら、そもそも本件犯行は、会社の寮内の規律を守っていなかった被害者に被告人が注意をしたのに対して、いきなり被害者が包丁を持って突き付けてるなど理不尽な攻撃行為が行われたことに起因しており、本件犯行については被害者の落ち度が極めて大きいことに加えて、被害者から突然柳刃包丁を突き付けられたことにより被告人が受けた驚きや衝撃は大きかったと考えられる。被告人の被害者に対する刺突行為は1回にすぎない上、それほど力を込めて刺したわけでもなく、犯行態様に執拗さがあるとは認められない。これまで、被告人には前科・前歴がなく、鳶職人などとして真面目に働いて生活してきており、平素の生活態度が雇用主に評価され職場の寮長を務めていた。これらの点は、全体としては、被告人について西なことのできる事情である。

ついて酌むことのできる事情である。 以上のような諸事情を総合考慮すると、本件犯行の結果の重大性や犯行の危険性などの諸点を考慮すると、被告人の刑事責任は重く、本件が過剰防衛に該当することを考えても、本件は、その刑の執行を猶予すべき事案ではないと判断し、本件における諸般の事情を考慮して被告人の刑を定めた。

(検察官 赤羽史子 私選弁護人 茆原正道 各出席)

(求刑 懲役4年)

平成13年11月6日

横浜地方裁判所小田原支部刑事部

裁判長裁判官 山 崎 健 二

裁判官 荒川英明

裁判官 加本牧子